

令和2年第4回臨時会  
新冠町議会会議録  
第1日 (令和2年11月24日)

◎議事日程(第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |                              |
|-----|--------|------------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                   |
| 第 2 |        | 会期の決定                        |
| 第 3 |        | 諸般の報告                        |
| 第 4 | 承認第 9号 | 専決処分について                     |
| 第 5 | 承認第10号 | 専決処分について                     |
| 第 6 | 議案第49号 | 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員(12名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 芳住革二君  | 2番 長浜謙太郎君 |
| 3番 酒井益幸君  | 4番 武田修一君  |
| 5番 但野裕之君  | 6番 竹中進一君  |
| 7番 須崎栄子君  | 8番 氏家良美君  |
| 9番 秋山三津男君 | 10番 中川信幸君 |
| 11番 堤俊昭君  | 12番 荒木正光君 |

◎出席説明員

- |                |       |
|----------------|-------|
| 町 長            | 鳴海修司君 |
| 副町長            | 中村義弘君 |
| 教育長            | 山本政嗣君 |
| 総務課長           | 坂本隆二君 |
| 企画課長           | 原田和人君 |
| 町民生活課長         | 坂東桂治君 |
| 保健福祉課長         | 鷹嘴寧君  |
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | 島田和義君 |
| 建設水道課長         | 関口英一君 |

会 計 管 理 者  
診 療 所 事 務 長  
牧 野 所 長  
管 理 課 長  
社 会 教 育 課 長  
総 務 課 総 括 主 幹  
建 設 水 道 課 総 括 主 幹  
建 設 水 道 課 総 括 主 幹  
代 表 監 査 委 員

田 村 一 晃 君  
杉 山 結 城 君  
工 藤 匡 君  
湊 昌 行 君  
新 宮 信 幸 君  
佐々木 京 君  
寺 西 訓 君  
磯 野 貴 弘 君  
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 係 長

佐 渡 健 能 君  
伊 藤 美 幸 君

(午前9時54分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和2年第4回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、武田修一議員、5番、但野裕之議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名をお手元に配付しておきましたのでご了承を願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第9号

○議長（荒木正光君） 日程第4、承認第9号 諸般の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第9号 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和 2 年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 2 年 10 月 2 日付をもって専決処分したものであります。このたび専決処分いたしました新冠町一般会計補正予算であります。宇古岸の自家水道において、設置より 50 年以上が経過しており、取水施設、貯水施設、配水施設全般に漏水が著しく、飲用及び営農に支障を来していることから、早急に改修したい旨の申し出があり、自家水道改修事業補助金により事業実施する必要が生じたことから、補正予算を措置しなければならない状況となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条の規定により、10 月 2 日付をもって専決処分により関係予算を補正したものであります。

予算書の 1 ページお開き願います。令和 2 年度新冠町一般会計補正予算、このたびは 2 回目の専決の補正予算となります。第 1 条規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 99 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 71 億 3,033 万 9,000 円にしたものであります。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6 ページお開き願います。4 款衛生費、3 項水道費、1 目地区水道費、99 万 8,000 円の追加は、18 節負担金補助及び交付金で宇古岸の牧場の自家水道施設の改修にかかる自家水道改修事業補助金で、当該施設が飲料水と自家水の併用であることから、補助金交付規則に基づき事業費から 20 万円を控除した額の 40%の 99 万 8,000 円を補助し、改修したものであります。歳入に移りますので 5 ページをお開き願います。18 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、99 万 8,000 円の追加は、前年度繰越金の予算化であります。

以上、承認第 9 号 令和 2 年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、原案どおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、承認第 9 号に対する質疑を行います。

質疑は、歳入・歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第 9 号は報告のとおり承認されました。

◎日程第 5 承認第 10 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、承認第 10 号 諸般の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第 10 号 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和 2 年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 2 年 10 月 5 日付をもって専決処分したものであります。このたび専決処分いたしました補正予算であります。10 月 4 日から 5 日にかけて低気圧の通過により、大気の状態が不安定となり、5 日早朝には短時間で局地的に激しい雨が降り、時間雨量 20 ミリメートル以上を記録し、24 条時雨量では 91 ミリメートルなどを記録しておりますが、この影響により町道 3 路線において路肩決壊 2 カ所、法面決壊 1 カ所の被害が発生したことから、速やかに財務局と協議の上単独災害事業により復旧することが可能となり、補正予算を措置しなければならない状況となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条の規定により 10 月 5 日付をもって専決処分したものであります。

予算書の 1 ページをお開き願います。令和 2 年度新冠町一般会計補正予算、このたびは 3 回目の専決の補正予算となります。第 1 条規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 432 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 71 億 3,466 万円にしたものであります。地方債の補正がありますので 3 ページをお開きください。第 2 表地方債補正追加であります。起債の目的、現年発生単独災害復旧事業限度額 390 万円は、今回発生した災害復旧にかかる工事費 398 万円の 10 万円未満を切り捨てた金額を対象としているもので、法面決壊 1 カ所、路肩決壊 2 カ所の計 3 カ所の復旧工事を対象としております。起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおりであります。事項別明細書の歳出から説明をいたしますので、7 ページをお開き願います。10 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、1 目現年発生災害復旧費 432 万 1,000 円の追加は、10 月 4 日から 5 日にかけての大雨により被災した町道にかかる災害復旧工事で、12 節委託料は調査設計業務委託料を計上、14 節工事請負費 398 万円は美宇牧野藤原線の法面決壊 L=29 メートル、太陽久米白井線の路肩決壊 L=17 メートル、里平太陽線の路肩決壊 L=22 メートルの 3 カ所にかかる復旧工事費で、現年発生単独災害復旧事業債の対象としているものであります。歳入に移りますので 6 ページをお開き願います。18 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 42 万 1,000 円の追加は、不足する財源を前年度繰越金の予算化により措置するものであります。20 款町債、1 項町債、8 目災害復旧債 390 万円の追加は、町道 3 カ所の復旧工事費に対し、現年発生単独災害復旧事業債を発行するものであります。

以上、承認第 10 号 令和 2 年度新冠町一般会計補正予算にかかる専決処分の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、原案どおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、承認第 10 号に対する質疑を行います。

質疑は、歳入・歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、承認第 10 号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第 6 議案第 49 号

○議長(荒木正光君) 日程第 6、議案第 49 号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長(坂本隆二君) 議案第 49 号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付しております議案第 49 号資料について、説明をさせていただきますのでご覧をお願いします。今回、改正する条例は本年 10 月 7 日に人事院が行った勧告にかんがみ、新冠町職員の期末手当の支給月数の改定を行うため制定するもので、ことしの勧告におきましては月例給の改定については民間給与との格差は極めて小さいため行われず、特別給いわゆる期末手当のみの勧告となっております。この勧告を受けまして、国では一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、これが交付される見込みとなっております。条例の内容についてご説明申し上げます。1 の改定内容であります。このたびは特別給の改定であります。民間給与調査の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績と国家公務員の支給実績を比較し、国家公務員のボーナスの支給月数が民間を 0.04 月分上回ったことから、現行の 4.50 月分を 4.45 月分に引き下げるもので、引き下げ分につきましては民間の支給状況踏まえ、期末手当に反映することとし、本年 12 月に支給する期末手当から減額しようとするものであります。また、改正後の支給月数につきましては、今年度の 12 月に支給する期末手当の支給割合を 100 分の 130 月分から 100 分の 125 月分に改め、0.05 月分引き下げ、令和 3 年度以降に支給する期末手当につきましては、6 月期と 12 月期で均等にするため、支給割合をそれぞれ 100 分の 127.5 月分に改めるものであります。なお、再任用職員にかかる支給月数については、このたびの改定はありませんが、会計年度任用職員につきましては一般職の給与条例を準用する規定となっているため、一般職と同様に 0.05 月分の引き下げとなります。附則として、同条例の施行日につきましては公布の日から施行するものとし、現時点では本年 11 月 30 日の交付

を予定しております。また、令和3年度以降の期末手当の支給割合を6月期と12月期を均等にす改定につきましては、令和3年1月1日からの施行としております。

以上が、議案第49号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第49号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） ただ今の説明で理解はできるわけなんですけども、この国家公務員等の民間の格差が数字は小さいんですけどあるということで、人事院でそういうことで実施してくれということなんですけど、これはいずれにしても霞が関の国家公務員を対象にしたことであって、地方公務員いわゆる自治体の職員にまでするのはいかがなものかというふうに常日ごろ考えているわけでありまして。そして、今年度は特に、コロナ禍の中で町職員は非常に苦勞しながら、ストレスを抱えながら仕事してたと思うんです。ただ、本来はこのことについては反対をしたいわけですが、町のことを考えますと交付税、補助金あるいは起債等に影響があるということなので賛成はしますが、私の考えとしては基本的にも反対したいということなんです。そういったことを踏まえて、町長これから新冠の町職員のことを念頭に置きながら行政を担当していただきたいと思います。それと、町民のあちこちから聞こえる声なんですけど、管内の7町村の中で新冠の職員が一番親切丁寧に町民に対応してくれているということの評価はあちこちで聞こえてきます。そういったことも踏まえて、もし町長考え方があれば一言お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。議員の職員に対するお気持ちはありがたく受けとめたいというふうに思っておりますが、ご承知のように独自で実施する行政改革等を除きまして、地方自治体として政治をかんがみた給与、手当等の上げ下げに関する明確な判断基準をもてない中、これまでもそのときどきに応じた国の人勧に対し対処してきた実情をご理解いただきたいと思います。また、議員ご提言のように人勧を無視し削減に應じなければ国から地法交付税等に支障を来すことが想定されますこともあわせてご理解いただき、提案のとおり決定いただきますようお願い申し上げますとともに、今後にありましても町民皆さんに対し、思いやりと笑顔を忘れることなく人事管理を含め、対応してまいりますのであわせてご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長(荒木正光君) 以上をもって本臨時会に提案されました議案すべての審議を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長(荒木正光君) これをもって令和2年第3回新冠町議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後10時14分 閉会)